

奈良市防災基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策における市民の自助及び共助の理念を明らかにすることにより、その意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図り、もって市民のいのちを守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図り、並びに災害による被害を最小限にとどめることをいう。
- (4) 市民 市内に在住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 自主防災活動 市民等が地域において自主的かつ組織的に行う防災に関する活動をいう。

（基本理念）

第3条 災害対策は、次に掲げる理念を基本として行われなければならない。

- (1) 市民は、それぞれ自らの命を自らで守るという自助の理念
- (2) 市民は、互いに自助を支え、その地域において安全確保のため互いに助け合うという共助の理念
- (3) 市は、市民による自助及び共助を支え、市民の安全を確保するという公助の理念

（市民の自助）

第4条 市民は、災害時において、自己及び家族の安全を確保するために、平時から必要な備えをするよう努めるものとする。

（市民の共助）

第5条 市民は、共助の理念に基づき、平時から地域における助け合いの重要性を認識し、近隣住民同士が相互に協力して良好な関係を形成するよう努めるものとする。

2 市民は、自主防災活動に積極的に参加し、又は協力するように努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、自助及び共助の理念の重要性を啓発するとともに、その推進のための体制整備のほか、防災・減災に関する情報提供を行い、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。